

平成30年 7月9日

保護者の皆様へ

天理市児童福祉課長  
天理市立やまだこども園長

## 長期休業中の預かり保育実施について

本園では、園児の健全な発達と保護者の子育て支援を目的に、こども園の教育時間終了後、週5回(月～金)の預かり保育を実施しています。

こども園に対する保護者の保育・教育ニーズが多様化する中で、子育て支援の一環として、保護者の就労を保障することを目的に、平成30年度から通常の保育日に加え、夏休み、冬休み、春休みの長期休業中も週5回の預かり保育を実施することになりました。

園児の生活や遊びなど一日の過ごし方に配慮し、家庭的な雰囲気の中で保育できるように進めていきたいと考えますので、保護者の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。長期休業中の預かり保育は、下記のとおり実施します。

### 記

- 1 実施日 通常の預かり保育と同様、月曜日～金曜日の原則週5回です。  
新年度初日(4/1)、夏季保育実施日(8/13～8/15)、年末年始(12/29～1/3)、  
年度末(3/31)は除きます。ただし園の都合で変更になる場合があります。  
(平成30年度は、夏期休業中から実施します。)
- 2 時 間 午前8時30分から午後4時30分までの間で、保護者が就労される時間。  
(就労が終わり次第、お迎えに来てください)  
午後4時30分までに必ず保護者がお迎えに来てください。
- 3 要 件 保護者が就労する場合(就労状況等証明書及びシフト表の提出が必要です。)
- 4 利用料 1回300円を徴収します。  
(徴収された利用料については市へ納入されます。)
- 5 申込方法
  - ① 「長期休業期間預かり保育利用申込書」を前月の19日までに園に提出してください。
  - ② 急に預かり保育が必要な場合は、事後所定の手続きをしてください。
  - ③ 欠席等で変更が生じた場合は、事前に連絡し「預かり保育利用休止届」を提出してください。利用料は月末に精算します。
  - ④ 一ヶ月分の利用料を精算して後日に納入書を配布しますので、期日までに金融機関に納入してください。
- 6 保育内容 子どもたちがゆったりと、そして3歳児～5歳児と一緒に過ごすことで家庭的な雰囲気のある楽しい時間を過ごせるよう配慮します。
- 7 持ち物…通常保育と同じ持ち物を用意してください。(コップ、タオル、布団など)
- 8 その他 ご不明な点はこども園までおたずねください。